官

## 〇農林水産省令第二十三号

令和元年七月三十一日 令和元年七月三十一日 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣

青川

貴盛

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

	改	正後				改	īĒ	前
別表二(第九条関係)				P(I	別表二(第九条関係)			
地	域	植物	検疫有害動植物)		地	域	植	物
一 (略)		アキー、アボカド(付表第六十、第	(略)		一 (略)		アキー、アボカド(	(付表第六十
		十四及び第七十に掲げるものを					十四に掲げるもの	を除く。)、
		、あめだまのき、オール	<u> </u>				だまのき、オールス	スパイス、オリ
		オリーブ、カシュ	<u> </u>				ユーナッ	キウイ
		きばなきようちく						くとう、ククミ
		<b>  う、ククミス・ディプサケウス、コッ</b>					ス・ディプサケウス、	コッキ
		キニア・ミクロフィラ、コラロカル					ミクロフィラ、コラ	コラロカルプス・
		_					$\overline{}$	んし、ざくろ、ジャ
		そらま					ボチカバ、そらまめ	てりはぼく
		し、ナンセ、	<u> </u>				$\cup$	
		くら、にがうり、フェイジ					ら、にがうり、フェイジョア、ポポー	ンヨア、ポポー
		ア、ポポー、マメーリンゴ、りゆう					マメーリンゴ、りゆ	りゆうがん、れいし
		h					いちじく属植物、い	いんげん属植物、
		植物、かき属植物					かき属植物(付表第四十	四十一に掲げる
		四十一に掲げるものを除く。)、カ					$\widetilde{}$	カリッサ属植物、く
		リッサ属植物、くるみ属植物、くわ					くわ	属植物、コッコロ
		属植物、コッコロバ属植物、コーヒー					バ属植物、コーヒー	ノキ属植物、す
		ノキ属植物、すぐり属植物、すのき					193	すのき (こけもも) 属
		(こけもも) 属植物、とけいそう属					植物、とけいそう属植物、	植物、 ドビアー
		植物、ドビアーリス属植物、なつめ					ス属植物、な	つめ属植物、にんめ
		属植物、にんめんし属植物、バショ						バショウ属植物(成熟
		ウ属植物(成熟していないバナナの					していないバナナの	生果虫
		生果実を除く。)、パパイヤ属植物(付					く。)、パパイヤ属植物	物(付表第一に
		表第一に掲げるものを除く。)、ばん					$\sim$	> 10
		じろう属植物、ぱんのき属植物、ば					植物、ぱんのき属植物、	物、ばんれいし
		んれいし属植物、ひいらぎとらのお					属植物、ひいらぎとらの	お属植
		属植物、びやくだん属植物、ふくぎ					びやくだん属植物、ふくぎ属植	ふくぎ属植物
		属植物、ぶどう属植物(付表第三、					ぶどう属植物(付表	付表第三、第五十四
		十四及び第五十九に					及び第五十九に掲げ	る
		除く。)、ふともも属					く。)、ふいもも属直勿、	

果実であつて農林水産大臣が定		二~十七 (略)														
果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの十一コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生		(略)	の生果実	及び第六十五に掲げるものを除く。)	で、第三十九、第四十五、第五十六	みかん科植物(付表第四から第八ま	第三十一に掲げるものを除く。)及び	除く。)、ばら科植物(付表第三及び	表第三及び第四十二に掲げるものを	げるものを除く。)、なす科植物(付	さぼてん科植物(付表第三十五に掲	物、わた属植物、あかてつ科植物、	ももたまな属植物、ユーゲニア属植	げるものを除く。)、もちのき属植物、	四十三、第五十一及び第五十三に掲	ウ属植物(付表第二、第三十六、第
6ハス種のアボカドの生		(略)														
(新設)	一~六十九 (略)	寸長 一~十七 (略)														
		(略)	果実	第六十五に掲げるものを除く。)の生	第三十九、第四十五、第五十六及び	かん科植物(付表第四から第八まで、	三十一に掲げるものを除く。) 及びみ	く。)、ばら科植物(付表第三及び第	三及び第四十二に掲げるものを除	ものを除く。)、なす科植物(付表第	てん科植物(付表第三十五に掲げる	わた属植物、あかてつ科植物、さぼ	もたまな属植物、ユーゲニア属植物、	ものを除く。)、もちのき属植物、も	三、第五十一及び第五十三に掲げる	植物(付表第二、第三十六、第四十
		略)		生	<u> </u>	`	<u>み</u>	弗	际	弗	<u>්</u>	は		•	<u>්</u>	

この省令は、公布の日から施行する。

官